

掛川特別支援学校御前崎分校 いじめ防止基本方針

はじめに

ここに定める「御前崎分校いじめ防止基本方針」は、平成30年3月2日付「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針（改訂版）」を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

(2) いじめの認識

ア いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。

イ いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。

いじめの加害生徒等・被害生徒等は入れ替わることが起こり得るものである。加害者や被害者になりそうな生徒等を発見・予見して対応しようとするのではなく常に生徒等全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。

ウ 「些細な事」と判断せず、いじめを見逃さない。

エ 校外で起こるいじめもあることから、日頃から家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

オ 一つ一つの行為がいじめにあたるかどうかの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立って考える。例えば、けんかやふざけ合いであっても、子どもが心身の苦痛を感じた場合はいじめにあたる判断する。

(3) いじめの種類

ア ひやかし・からかい・悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

イ 仲間はずれ、集団による無視

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。

エ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。

オ 金品をたかられる。

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

ク パソコンや携帯電話等 SNS 上で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

ケ その他

(4) いじめ克服のための基本的な構え

ア 「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「早期解決」が大原則

イ 「いじめ」の訴えには「いじめがあった」という前提で早期に対応

ウ 生徒の訴えや保護者の相談に、真摯に耳を傾け、誠実さとスピードをもって対応

- エ 悪いのはいじめる側であり、いじめられる側ではないのは明らかであり、いじめの指導といじめられた側の気持ちの寄り添いが基本
- オ 一部の問題とせず、学校全体・組織的に対応

2 いじめを未然に防止するための取組

(1) 生徒に対して

- ア 「居場所」と「絆」のある学校・学級づくり
集団内での役割を担い、達成感や成就感を感じる経験を積ませることや温かい人間関係の中でお互いを認め合う集団作りの取組を推進する。
- イ 「規範意識」の向上と「礼節ある態度」の育成
規範意識の醸成や礼節ある態度の育成を通して、善悪の判断力を高め、良い生活習慣につなげる。
- ウ 「分かる授業づくり」と「基礎・基本の定着」
分かる授業をし、学力の基礎・基本と学習習慣の定着を図り、学習に対する達成感や成就感をもたせ、生徒の心や生活の安定につなげる。また、学級活動や生徒会活動など、生徒が自主的にいじめについて考え、議論すること等、いじめの防止に資する活動を推進する。
- エ 「生命」や「人権」を大切に作る指導
教育活動全体をとおして、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さや相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ 「情報リテラシー」・「情報モラル」の育成
情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者にならないよう継続的に指導する。

(2) 学校全体として

- ア いじめに取り組む方針の明確化
 - (ア) 全職員で方針を共通理解し、情報が確実に把握できる体制を整備する。
- イ 全教職員の危機意識の向上
 - (ア) アンテナを高くはり、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むようにする。
 - (イ) 高い人権意識を身に付けた教職員の育成（職員研修の実施）
- ウ 互いに伝え合う職員集団
 - (ア) 日常的な情報共有と複数職員での把握・対応

3 いじめを早期発見するための取組

(1) 校内連携体制の充実

- ア 小さいいじめのサインを見逃さないきめ細かな情報交換
- イ 全教職員による生徒の行動、言動などに関する情報の共有と、生徒の障害特性や発達段階を考慮した指導の共有

(2) 共感的な人間関係の醸成

- ア 生徒の立場に立った人間味のある温かい指導
- イ 生徒一人一人との触れ合い
- ウ 自分や友達の良さを伝え合い、互いの存在を認め合う指導

- (3) アンケート調査等の効果的な実施
 - ア 生徒対象にアンケート調査、年2回
 - イ 保護者対象にアンケート調査、年2回
 - ウ 個人面談をとおした学級担任による生徒からの聴き取り調査、年3回
 - エ 学校相談窓口の設置
 - オ 保護者との連絡・連携、協力依頼（日々の連絡帳でのやり取り等）

4 いじめ発見後の早期解決のための取組

- (1) 事実関係の把握
 - ア いじめの発見・通報を受けたら「人権教育及びいじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
 - イ 5W1H「いつ・どこで・誰が・何を・なぜ」1H（どのように）が時系列になるように、複数の職員で同時確認する。
 - ウ 双方から話を聞く時は慎重かつ注意深く進め、事実をつきあわせ、矛盾がないか整理する。
- (2) 管理職への報告
 - ア どのケースも緊急事態の意識をもち、聴き取りや調査を行い、結果を速やかに管理職に報告する。
 - イ 情報提供者への配慮を怠らないようにする。
- (3) 対応方針の決定
 - ア 調査結果をもとに、「人権教育及びいじめ対策委員会」において対応方針を決定。結果を全職員に周知し、迅速に対応する。
 - イ 保護者に学校の方針を伝達する。必要に応じて、家庭訪問を実施する。
- (4) 重大事態への対応
 - 生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに県教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。〈別紙1〉
- (5) いじめが解消している状態について
 - いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでおり、いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていない状態のことと捉える。

5 事後の措置

- (1) 被害者・保護者に対して
 - ア 被害者の意向を汲み、安心して学校生活を送るための具体的なプランを提示する。
 - イ 心のケアや登下校・休み時間等の見守りを継続する。
 - ウ 解決後、保護者に経過等を定期的に報告する。
- (2) 加害者・保護者に対して
 - ア 生徒の障害特性や発達段階を考慮した上で、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
 - イ 加害生徒の行為に対する背景にも目を向け、必要に応じて関係機関と連携のもと必要な対策を講じる。

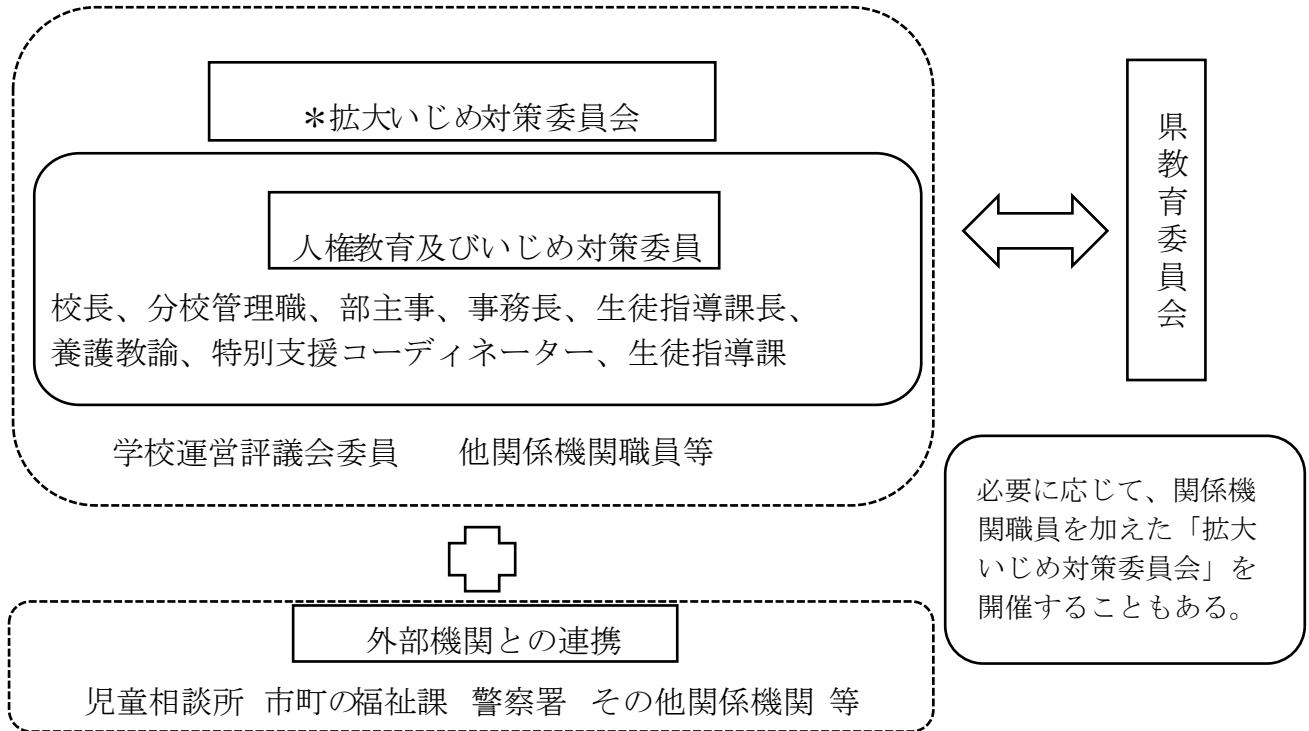
6 いじめ防止のための体制について

(1) いじめの防止等のための組織

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実行的に行うために、管理職及び複数の教員等からなる組織を定める。

名称：「人権教育及びいじめ対策委員会」

構成メンバー：校長、分校管理職、部主事、事務長、生徒指導課長、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、生徒指導課



(2) 委員会の役割

ア 「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実地と進捗状況の確認

学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

「いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

ウ いじめ事案への対応協議

(ア) いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解決に向けた指導・支援体制を組織する。

(イ) いじめ事案への対応検討・決定

(ウ) いじめ事案の報告

7 関係機関との連携

(1) 県教育委員会との連携

(2) 医療機関、相談支援センター、児童相談所、市福祉課等との連携

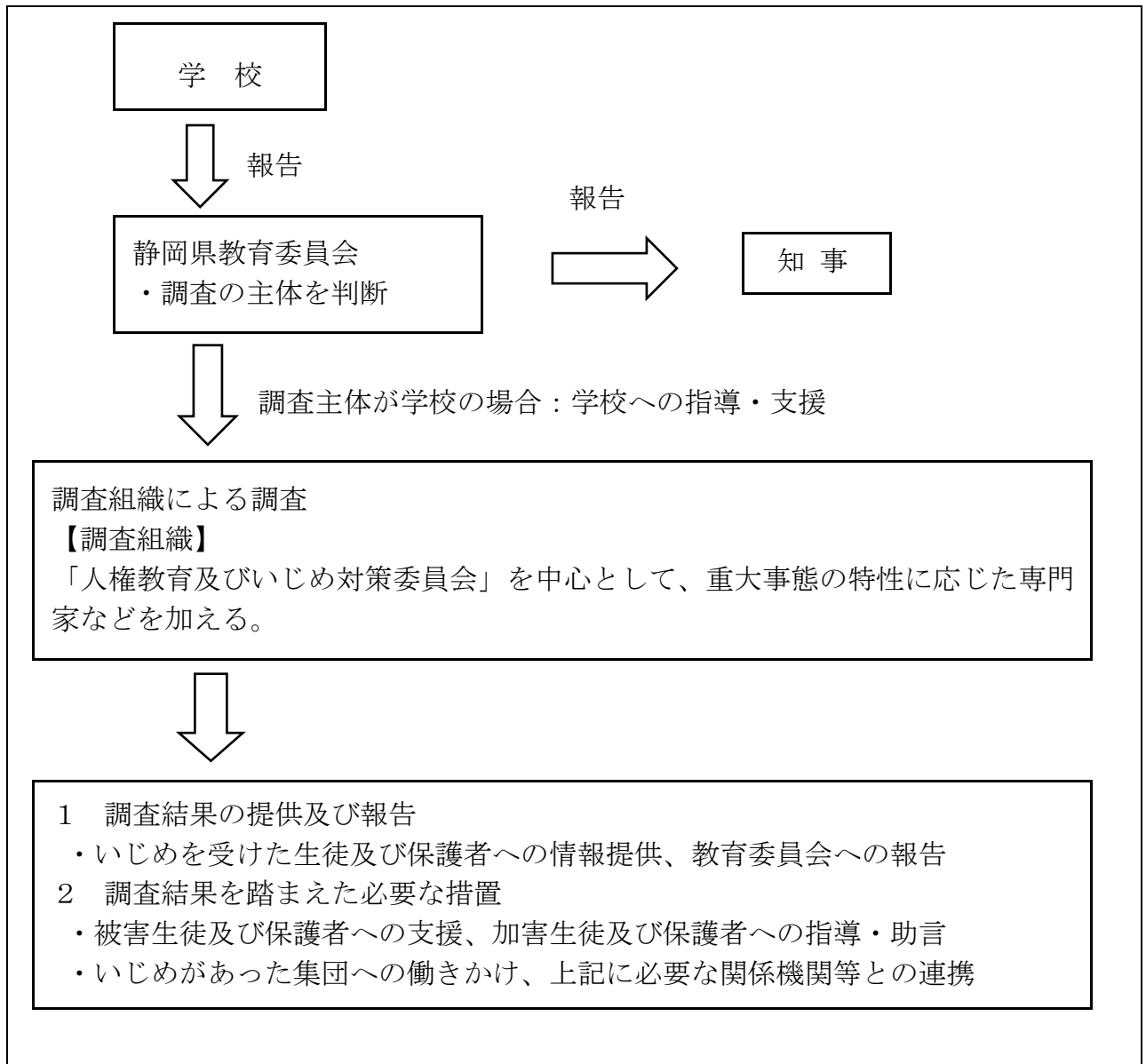
(3) 警察署との連携

8 いじめ防止等に係る年間計画（別紙2）

9 その他

- (1) いじめ防止に関する研修会を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) いじめ基本方針をはじめとするいじめ防止の取組について、学校評価の中で取組の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。
- (3) 職員会議や企画会、学年主任者会等において、いじめに関する情報交換を行い、いじめに関する情報共有を図る。

<別紙1> 【重大事態の対応フロー図】



<別紙2> 【取組の年間計画】

月	いじめ防止 対策委員会	未然防止の取組 ◎外部講師による研修	早期発見 の取組	保護者 地域との連携
4	○「いじめ防止基本方針」の確認	○学級・学年開き ○生徒理解と学級づくり	○学校相談員窓口の周知	○「いじめ防止基本方針」HP掲載 ○参観・懇談会 4/18
5		◎携帯マナー教室 5/12 ○道徳教育		○個別面談
6		○道徳教育		
7		○道徳教育 ○夏休みの過ごし方 ◎人権教室 7/14	○生活アンケート 7/17 ○振り返り面談～7/21	○保護者アンケート 7/6 ○進路面談 ○学校運営協議会 7/
8				
9		○道徳教育		○学校評価アンケート ○個別面談 ○懇談会（1年）
10		○道徳教育 ◎防犯教室 10/28		
11		○道徳教育 ◎法教育 11/25		○学校公開 11/7 ○進路面談
12	○学校評価	○道徳教育 ○冬休みの過ごし方	○生活・セクハラ・体罰アンケート 12/7 ○振り返り面談～12/14	○保護者アンケート 11/30 ○学校評価アンケート
1		○道徳教育		
2	○自己評価	○道徳教育		○学校評価の結果公表 ○学校運営協議会 2/5 ○個別面談
3	○基本方針の見直し	○道徳教育 ○春休みの過ごし方		
通年	○いじめに関する情報収集と全職員への情報共有 ○対応策の検討 ○生徒指導対応会議	○あいさつ推進 ○スクラムグッドマナー運動 ○授業作り研修 ○分校管理職講話 ○分校管理職による校内巡視 ○道徳教育、体験活動の充実 ○生徒会活動 ○学級活動 ○保健指導	○健康観察の実施 ○連絡ノート ○体重測定時の身体チェック	○スクールサポーターやスクールカウンセラーなど外部機関との連携